

様式第4号の2（第7条）【郵便入札用】

制限付き一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月16日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管 理 者 西 田 三 十 五

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事 業 名 称 事務用ノートパソコン42式及びデスクトップパソコン1式
賃貸借事業
- (2) 事 業 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部他9署所
- (3) 契 約 期 間 契約日～令和11年7月31日
- (4) 使 用 開 始 日 令和6年8月1日
- (5) 事 業 の 概 要 消防本部並びに各署所の事務用ノートパソコン42式及びデスク
トップパソコン1式賃貸借事業
詳細は、別紙仕様書のとおり
- (6) 予 定 価 格 ア 予定月数に基づく総額の予定価格（消費税及び地方消費税の額
を含む。）
金 9,997,020円
(入札書比較価格 9,088,200円)
イ 月額単価（消費税及び地方消費税の額を含みません。）
金 151,470円／1月当たり
- (7) 入 札 の 方 法 ア 入札は、郵便入札の方法により行う。
イ 配達日指定郵便（書留又は簡易書留郵便を配達日指定したもの
に限る。）により、「入札書（郵便入札用の書式を用いること。）」
及び「入札金額内訳書」を指定配達日に到達するように郵送（同
じ封筒に入札書と入札金額内訳書を入れること。入札書の中封筒
に入れる必要はない。）すること。
ウ 持参による入札は認めない。
エ 入札回数は、1回とする。
- (8) 入 札 書 等 へ の 記 載 事 項 等 ア 入札書には、宛名、入札金額（消費税課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、入札金額付表に記載した税抜き月額単
価に設計図書に記載された予定月数を乗じて算出した総額を記載
すること。）、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名称、事業場
所及び入札日を明記し、代表者の印（実印又は使用印を届けてい

るものは、その使用印とする。以下同じ。)を押印すること。

イ 入札金額付表は、必ずこの公告の事業専用の入札金額付表を使用してください。

ウ 入札金額付表には、入札日、宛名、住所又は所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名称、事業場所を明記するとともに、1月当たりの税抜き月額単価に設計図書に記載された予定月数を乗じて算出した総額を記載する。

エ 入札金額付表の総額と入札書の金額は、必ず一致するものとします。

※ 上記ア、ウ記載の「入札日」の日付けは、開札日ではなく実際に入札書等を郵送する日を記載すること。

(9) 開札の方法

ア 開札は、立会人の立会いのもと公開して行う。ただし、開札会場その他の事情により、傍聴人の数は制限することがある。

イ 入札参加資格を有しない者が提出した入札書、普通郵便等指定方法以外の郵便その他の方法により提出された入札書、指定したあて先以外に郵送された入札書及び同一人から複数郵送された入札書等は開札しない。

(10) 落札者の決定

予定価格（積算単価に設計図書に記載された予定月数で乗じて算出した総額）の範囲内で、最低の価格をもって入札したものを、落札者として決定する。

(11) 落札価格及び契約価格の決定

ア 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

イ 入札金額付表に記載された1月当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）をもって契約価格とします。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

佐倉市、八街市又は酒々井町の一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿の物品部門に登録されている者で、本公告日現在において次の要件のすべてを満たしているもの

登録業種に関する条件	「リース」又は「電算機・電算用品」
登録地区に関する条件	「市内」、「準市内」、「県内」又は「県外」
事業経験に関する条件	
配置技術者等に関する条件	

そ の 他	ア 佐倉市八街市酒々井町消防組合建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 19 年 6 月 1 日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市八街市酒々井町消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 20 年 3 月 26 日制定）に基づく指名除外を公告日から入札（開札）日までの間、受けていないものであること。 イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないもの及び次の各号に該当しないものであること。 ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しないもの又は本事業の入札（開札）日 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りしたもの ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの ウ 同一人が代表者となる法人は、重複して入札参加申請をすることができない。 エ 事業共同組合等が入札参加申請をする場合は、当該組合等の構成員は単独で入札参加申請をすることはできない。
-------	---

3 入札参加申請に関する事項

申請期限日	令和 6 年 4 月 2 6 日（金） 午後 4 時まで
提出方法及び提出先	入札参加資格確認申請書を消防本部総務課まで FAX（043-484-2502）すること。FAX 到着後、総務課から参加申請書記載責任者へ確認の電話をする。なお、FAX 送付日の翌日（申請期限日に送付した場合は当日）までに確認の電話がない場合は、参加申請者は消防本部総務課へ確認の電話をすること。（電話：043-481-1206）
確認結果連絡日	ア 非参加者と決定された者のみに対して、令和 6 年 5 月 1 日（水）までに電話で連絡し、後日文書により通知する。 イ 入札参加資格がないとされた者は、そのことを知った日から 3 日以内に文書をもって、管理者に対し説明を求めることができる。 ウ 上記確認結果連絡日までに非参加の連絡がない場合は、入札参加資格者となる。

4 事業内容説明に関する事項

設計図書等 を示す場所	佐倉市八街市酒々井町消防組合ホームページ 入札コーナー http://www.119-sys.jp/tender/tender-index.html
ダウンロード 期 間	公告日の午前9時から申請期限日の午後4時まで
事業担当課	総務課 電話：043-481-1206 FAX：043-484-2502
質問及び回答	設計図書等に対する質問書の提出は、事業説明書で指定する日時までに、FAXにより事業担当課へ提出すること（代表者印の印影必要）。回答は、質問者に対し FAXで行う。なお、質問のないものは、質問書の提出は要しない。

5 入札書等の指定配達日等

期 日	令和6年5月8日（水）
あ て 先	〒285-8619 千葉県佐倉市大蛇町281番地 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部総務課
注 意 事 項	ア 上記期日を郵便局備え付けの配達日指定シールに記入し、貼り付けた配達日指定郵便（書留又は簡易書留郵便を配達日指定したものに限る。）により、指定配達日に到達するように郵送すること。 イ 封筒表面には、上記のあて先を記載し、「入札書在中」と明記すること。封筒裏面には、「事業名称」、「事業場所」、「開札日時」、入札者の「所在地又は住所」及び「商号又は名称」を明記し、封筒のフラップ部分（のり付けする部分）中央1箇所代表者の印により封印すること。 ウ 封筒の中には、入札書（郵便入札用の書式（入札書と誓約書が一体となったもの）を用いること。）と入札金額内訳書を一緒に入れること。入札書の中封筒に入れる必要はない。 エ 封筒の大きさは指定しないが、郵送枚数が少ない場合は、入札書等を折り畳んで、なるべく長型3号サイズの封筒を用いること。

6 開札の日時及び場所

日 時	令和6年5月10日（金） 午後2時00分から
場 所	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 4階会議室

7 入札書の無効

無効となる入札書は、佐倉市八街市酒々井町消防組合郵便入札約款第8条各号に定めるとおりとする。

8 その他の事項

(1) 入札保証金 免除

ただし、佐倉市八街市酒々井町消防組合財務規則（平成9年組合規則第3号）第127条第2項の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(2) 前金払 無

(3) 支払い方法 月額払い

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 入札書及び申請書等に記載する事業名称及び事業場所は、本公告文の記載に従い、正確に記載すること。誤字、脱字又は記載漏れ等により意思表示が不明瞭な場合は、当該入札書は無効となる場合がある。

(7) 立会人は、入札参加者の中から抽選により1名を選択する。選択された立会人へは電話により通知する。通知を受けた立会人は、これを辞退することができる。この場合、1回に限り再度抽選する。再度抽選により選択された立会人が辞退した場合には、入札に関係のない職員をもって立会人に充てる。

(8) 入札に際し、入札金額内訳書を提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合及び入札書の金額と入札金額内訳書の金額が大幅に異なる場合は、入札書は無効とする。

(9) 提出された申請書等は、返却しない。なお、申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。

(10) 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできない。

(11) 本公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市八街市酒々井町消防組合郵便入札約款のとおりとする。

(12) 長期継続契約：対象事業

ア この事業は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約である。これは、契約のみを長期継続して次年度以降にわたって締結する特例である。この場合は、各年度における経費の予算の範囲内で給付を受けなければならないこととされているので、落札者との契約締結にあたっては、下記の機器類賃貸借約款記載例の事項が入ることとなる。

イ 契約期間は、本公告文1の（3）記載の期間とする。

ウ 賃貸借期間は、本公告文1の（4）記載の日から契約期間の末日までとする。

エ 契約は、月額（消費税及び地方消費税の額を含む。）による契約とする。

記

機器類賃貸借約款記載例

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第〇〇条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算

の当該金額について減額又は削除があった場合、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。

- 2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに、賃貸人に通知しなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第△△条 … (略)

- 3 第〇〇条の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人は賃貸人に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

- (13) 本公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市八街市酒々井町消防組合郵便入札約款のとおりとする。